

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正
する条例

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成5年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「640,000円」を「633,600円」に、「580,000円」を「574,200円」に、「550,000円」を「544,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

提案理由

議員報酬の支給額を1%減ずるため、本案を提出します。

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 市議会議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>633,600円</u></p> <p>副議長 月額 <u>574,200円</u></p> <p>議員 月額 <u>544,500円</u></p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 市議会議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>640,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>580,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>550,000円</u></p>